

岩井コスモホールディングス株式会社

第84回

定時株主総会 招集ご通知

🕒 日 時：2023年6月23日（金曜日）
午前9時 受付開始 午前10時 開会

📍 場 所：大阪市中央区今橋一丁目8番12号
当社3階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

議 案

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

インターネット又は書面により、事前に議決権を行使いただくことができますので、積極にご活用ください。
また、スマートフォン等で議決権行使書用紙のQRコードを読み取るだけで、議決権行使ウェブサイトにごログインしていただけます。
なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.iwaicosmo-hd.jp/>) に掲載いたしますので、適宜ご確認ください。

株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	12
2. 会社の株式に関する事項	20
3. 会社の新株予約権等に関する事項	20
4. 会社役員に関する事項	21
5. 会計監査人の状況	25
6. 剰余金の配当の決定に関する方針	26
連結計算書類	
連結貸借対照表	27
連結損益計算書	28
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	29
計算書類	
貸借対照表	31
損益計算書	32
会計監査人の監査報告書 謄本	33
監査役会の監査報告書 謄本	35
株主総会会場 ご案内図	裏表紙

株 主 各 位

(証券コード 8707)

発送日：2023年6月6日

(電子提供措置の開始日：2023年6月1日)

大阪市中央区今橋一丁目8番12号

岩井コスモホールディングス株式会社

代表取締役会長 CEO 沖 津 嘉 昭

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報については電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトにて「第84回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、お手数ながらいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

■当社ウェブサイト <https://www.iwaicosmo-hd.jp/>

(上記のウェブサイトにアクセスいただき、「株主・投資家情報」[株主の皆様へ]を順に選択いただき、ご確認ください。)

■東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「岩井コスモ」又は「コード」に当社証券コード「8707」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って、2023年6月22日(木曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2023年6月23日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時) |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区今橋一丁目8番12号
当社3階会議室 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第84期(自2022年4月1日 至2023年3月31日) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第84期(自2022年4月1日 至2023年3月31日) 計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

4. 交付書面省略事項

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。

当社ウェブサイト (<https://www.iwaicosmo-hd.jp/>) 及び、東証ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に掲載しております。

- ・ 事業報告「会社の業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」
- ・ 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・ 計算書類「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、会計監査人が会計監査報告を、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には上記の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」が含まれております。

また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査した事業報告には上記の「会社の業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」が含まれております。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合には、その旨、修正前及び修正後の内容を当社ウェブサイト (<https://www.iwaicosmo-hd.jp/>) 及び東証ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に掲載させていただきます。

◎本株主総会終結後、上記当社ウェブサイトの本株主総会の決議内容等を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2023年6月23日(金曜日) 午前10時 ※受付開始 午前9時

■株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに、当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

行使期限 2023年6月22日(木曜日) 午後5時到着分まで



「スマート行使[®]」による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

行使期限 2023年6月22日(木曜日) 午後5時受付分まで

詳細は次ページを
ご参照ください。



インターネットによる議決権行使

パソコン、スマートフォン等から議決権行使ウェブサイトアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

行使期限 2023年6月22日(木曜日) 午後5時受付分まで

詳細は次ページを
ご参照ください。

議決権の取り扱いについて

- インターネット(「スマート行使[®]」を含む。以下同じ)と書面により二重に行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 書面により行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否のない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

■議決権電子行使プラットフォームについて

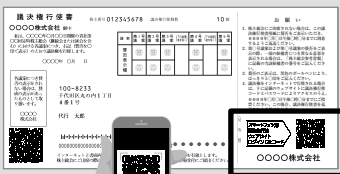
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から議決権行使を行っていただくことも可能です。

スマート行使[®]によるご行使

「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができません。

- ① 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は「株デンソーウェブ」の登録商標です。



- ② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、QRコードを再度読み取っていただき、議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

スマート行使[®]インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 午前9時～午後9時)

その他ご不明な点に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行部

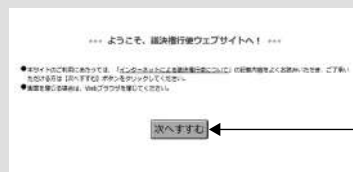
電話番号：0120-782-031 (フリーダイヤル) (受付時間 土日休日を除く午前9時～午後5時)

※証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

インターネットによるご行使

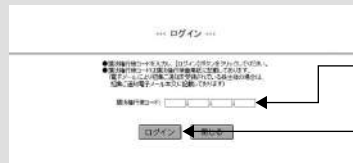
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

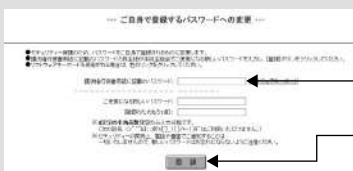
- ② 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- ③ 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「登録」をクリック

- ④ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、社外取締役を過半数の委員とする、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

<p>候補者番号</p> <p>おきつ よしあき 沖津 嘉昭 (1941年1月23日生)</p> <p>1</p> <p>所有する当社の株式数 30,090株</p>	<p>略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況</p> <p>1984年 8月 岩井証券株式会社 (現岩井コスモホールディングス株式会社) 入社</p> <p>1990年 6月 当社取締役就任</p> <p>1991年 6月 当社常務取締役就任</p> <p>1993年 6月 当社専務取締役就任 業務本部長兼東京本部長</p> <p>1995年 6月 当社代表取締役社長就任</p> <p>2010年 4月 岩井証券設立準備株式会社代表取締役社長就任 コスモ証券株式会社 (現岩井コスモ証券株式会社) 取締役会長就任</p> <p>2012年 5月 岩井コスモ証券株式会社代表取締役社長就任</p> <p>2016年11月 当社代表取締役会長 CEO就任 (現在に至る) 岩井コスモ証券株式会社代表取締役会長 CEO就任 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 岩井コスモ証券株式会社 代表取締役会長 CEO</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>沖津嘉昭氏は、代表取締役として当社を牽引し、当社グループ全体の企業価値向上に貢献しております。また、豊富な経営経験と高い見識及び判断力を有しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
<p>候補者番号</p> <p>ささかわ たかお 笹川 貴生 (1972年11月23日生)</p> <p>2</p> <p>所有する当社の株式数 266,000株</p>	<p>略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況</p> <p>2004年11月 岩井証券株式会社 (現岩井コスモホールディングス株式会社) 入社</p> <p>2006年 6月 当社取締役就任 業務本部長</p> <p>2010年 4月 岩井証券設立準備株式会社取締役就任 コスモ証券株式会社 (現岩井コスモ証券株式会社) 取締役就任 コスモエンタープライズ株式会社 (現岩井コスモビジネスサービス株式会社) 取締役就任</p> <p>2012年 5月 岩井コスモ証券株式会社取締役 業務本部長兼人事部長 兼 デーリング担当</p> <p>2013年 6月 同社専務取締役就任 総括兼業務本部長 兼 人事部長</p> <p>2014年 7月 同社常務取締役就任 営業本部長</p> <p>2015年 1月 同社専務取締役就任 総括</p> <p>2016年11月 当社代表取締役社長 COO就任 (現在に至る) 岩井コスモ証券株式会社代表取締役社長 COO就任 (現在に至る)</p> <p>2017年 1月 岩井コスモビジネスサービス株式会社代表取締役社長就任 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 岩井コスモ証券株式会社 代表取締役社長 COO 岩井コスモビジネスサービス株式会社 代表取締役社長</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>笹川貴生氏は、取締役として幅広い部門を担当し、その役割を適切に果たしてきました。現在、代表取締役として当社グループの事業強化等に取り組んでおります。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

<p>候補者番号 まつうら やすひろ 3 松浦 康弘 (1964年5月18日生)</p> <p>所有する当社の株式数 600株</p>	<p>略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況</p> <p>1988年 4 月 コスモ証券株式会社 (現岩井コスモ証券株式会社) 入社</p> <p>2014年 6 月 同社取締役就任 近畿ブロック長</p> <p>2014年 7 月 同社営業本部副本部長</p> <p>2015年 1 月 同社営業本部長 (現在に至る)</p> <p>2016年 6 月 同社常務取締役就任</p> <p>2017年 6 月 当社取締役就任 (現在に至る)</p> <p>2019年 6 月 岩井コスモ証券株式会社専務取締役就任 (現在に至る)</p>
<p>取締役候補者とした理由 松浦康弘氏は、営業部門を長年担当し豊富な経験を有しております。これらことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	<p>(重要な兼職の状況) 岩井コスモ証券株式会社 専務取締役営業本部長</p>

<p>候補者番号 さらや ゆうすけ 4 更家 悠介 (本名：更家 史朗) (1951年5月30日生)</p> <p>社 外 独 立</p> <p>所有する当社の株式数 一株 社外取締役在任期間 8年</p>	<p>略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況</p> <p>1976年 1 月 サラヤ株式会社入社 取締役工場長就任</p> <p>1998年 2 月 同社代表取締役社長就任 (現在に至る)</p> <p>1998年 2 月 東京サラヤ株式会社代表取締役社長就任</p> <p>2012年 2 月 同社代表取締役会長就任 (現在に至る)</p> <p>2015年 6 月 当社社外取締役就任 (現在に至る)</p>
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 更家悠介氏は、長年経営に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2015年から社外取締役として経営を適切に監督されております。これらことから、中立的・客観的な視点からの有益な監督及び助言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	<p>(重要な兼職の状況) サラヤ株式会社 代表取締役社長 東京サラヤ株式会社 代表取締役会長</p>

<p>候補者番号</p> <p style="text-align: center;">いگیさ たかこ 井垣 貴子 (1946年10月4日生)</p> <p style="text-align: center;">社 外 独 立</p> <p>所有する当社の株式数 一株 社外取締役在任期間 2年</p>	<p>略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況</p> <p>1991年 3月 株式会社健康都市デザイン研究所 代表取締役社長就任（現在に至る）</p> <p>2011年11月 株式会社HRJ 代表取締役社長就任（現在に至る）</p> <p>2021年 6月 当社社外取締役就任（現在に至る）</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社健康都市デザイン研究所 代表取締役社長 株式会社HRJ 代表取締役社長</p>
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</p> <p>井垣貴子氏は、長年経営に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2021年から社外取締役として経営を適切に監督されております。これらのことから、中立的・客観的な視点からの有益な監督及び助言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

<p>候補者番号</p> <p style="text-align: center;">たけち じゅんこ 武智 順子 (1971年12月28日生)</p> <p style="text-align: center;">新 任 社 外 独 立</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況</p> <p>1999年 4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 御堂筋法律事務所（現弁護士法人御堂筋法律事務所）入所</p> <p>2006年 1月 同所パートナー就任（現在に至る）</p> <p>2014年 6月 フルサト工業株式会社社外取締役就任</p> <p>2021年10月 フルサト・マルカホールディングス株式会社 社外取締役就任（現在に至る）</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー フルサト・マルカホールディングス株式会社 社外取締役</p>
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</p> <p>武智順子氏は、弁護士として専門知識と豊富な経験を有しております。これらのことから、法律面からの助言等を期待し、新たに、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

- (注) 1.当社は、取締役の指名・報酬等に係る手続きの公正性、客観性及び透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として社外取締役を過半数の委員とする「指名・報酬委員会」を設置し、コーポレートガバナンスの充実を図っております。
- 2.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 3.更家悠介氏、井垣貴子氏及び武智順子氏は、社外取締役候補者であります。更家悠介氏、井垣貴子氏及び武智順子氏は東京証券取引所の規定に基づく独立役員要件を満たしており、原案どおり3氏が選任された場合は、更家悠介氏、井垣貴子氏は引き続き、武智順子氏を新たに独立役員とする予定であります。
- 4.当社は、更家悠介氏、井垣貴子氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。本総会において更家悠介氏、井垣貴子氏の選任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、武智順子氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 5.当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等に関する損害を填補の対象としております。取締役候補者6名は当該契約の被保険者に含まれることとなります。
- 6.笹川貴生氏の所有株式266,000株は同氏の資産管理会社が保有している株式であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役 大砂裕幸氏、桑木小恵子氏の両名が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

<p>候補者番号</p> <p>1</p> <p>桑木 小恵子 (1964年4月13日生)</p> <p>社外 独立</p> <p>所有する当社の株式数 5,000株 監査役在任期間 4年</p>	<p>略歴、地位及び重要な兼職の状況</p> <p>2007年 6月 税理士登録(近畿税理士会) 2008年 10月 辻・本郷税理士法人入所 2018年 10月 辻・本郷税理士法人執行理事就任 2019年 6月 当社 社外監査役就任(現在に至る) 2020年 10月 辻・本郷税理士法人シニアパートナー(現在に至る)</p>
<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>桑木小恵子氏は、税理士として税務及び会計分野における豊富な経験に基づき適切な監査を実施していただけることを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>	<p>(重要な兼職の状況)</p> <p>辻・本郷税理士法人 シニアパートナー</p>
<p>候補者番号</p> <p>2</p> <p>森本 宏 (1960年7月13日生)</p> <p>新任 社外 独立</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>略歴、地位及び重要な兼職の状況</p> <p>1987年 4月 北浜法律事務所(現弁護士法人北浜法律事務所)入所 1995年 6月 日本金銭機械株式会社社外監査役就任(現在に至る) 2008年 1月 弁護士法人北浜法律事務所代表社員就任 2010年 4月 近畿弁護士連合会理事就任 大阪弁護士会副会長就任 2013年 7月 弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所グループCEO就任(現在に至る) 2015年 6月 岩井コスモ証券株式会社社外監査役就任(現在に至る) 2023年 4月 日本弁護士連合会 常務理事就任(現在に至る)</p>
<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>森本宏氏は、弁護士として専門知識と豊富な経験に基づき適切な監査を実施していただけることを期待し、新たに、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>	<p>(重要な兼職の状況)</p> <p>弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所グループCEO 日本金銭機械株式会社 社外監査役 岩井コスモ証券株式会社 社外監査役(2023年6月任期満了による退任予定)</p>

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.桑木小恵子氏及び森本宏氏は、社外監査役候補者であります。桑木小恵子氏及び森本宏氏は東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たしており、原案どおり両氏が選任された場合は、桑木小恵子氏は引き続き、森本宏氏を新たに独立役員とする予定であります。
- 3.当社は、辻・本郷税理士法人与自然顧問契約を締結しておりますが、2023年3月期における当該契約に基づく取引額は、当社及び当該法人の売上高のそれぞれ1%未満です。
- 4.当社は、桑木小恵子氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。本総会において桑木小恵子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、森本宏氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 5.当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等に関する損害を填補の対象としております。監査役候補者2名は、当該契約の被保険者に含まれることとなります。

〈ご参考〉取締役及び監査役のスキルマトリックス

第1号議案、第2号議案が原案どおり承認された場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは次のとおりです。

氏名	当社における地位	属性	経営全般	証券業務	法務	財務会計
沖津嘉昭	代表取締役会長 CEO		●	●		
笹川貴生	代表取締役社長 COO		●	●		
松浦康弘	取締役			●		
更家悠介	取締役	【社外】【独立】	●			
井垣貴子	取締役	【社外】【独立】	●			
武智順子	取締役	【社外】【独立】			●	
竹内俊晴	常勤監査役			●		
桑木小恵子	監査役	【社外】【独立】				●
森本宏	監査役	【社外】【独立】			●	

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。補欠監査役2名の候補者は、三谷善啓氏は監査役 竹内俊晴氏の補欠、岡野紘司氏は第2号議案のご承認を条件として社外監査役に選任されます、桑木小恵子氏又は森本宏氏の補欠であります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

<p>候補者番号</p> <p>1</p> <p>みに よしひろ 三谷 善啓 (1960年6月18日生)</p> <p>所有する当社の株式数 1,000株</p>	<p>略歴、地位及び重要な兼職の状況</p> <p>1979年 4月 大阪屋証券株式会社 (現岩井コスモ証券株式会社) 入社</p> <p>2004年 6月 同社経理部長</p> <p>2012年 5月 同社財務部副部長</p> <p>2017年 6月 当社監査役就任 岩井コスモ証券株式会社監査役就任 岩井コスモビジネスサービス株式会社監査役就任</p> <p>2021年 6月 岩井コスモ証券株式会社財務部長 (現在に至る)</p>
<p>補欠監査役候補者とした理由</p> <p>三谷善啓氏は、入社以来営業管理及び財務・会計関連業務に従事し、財務・会計等会社の管理に関する経験・知見を有しており、監査役を1期(4年)務めた実績もあることから、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。</p>	<p>(重要な兼職の状況)</p> <p>岩井コスモ証券株式会社 財務部長</p>
<p>候補者番号</p> <p>2</p> <p>おかの こうじ 岡野 紘司 (1978年10月13日生)</p> <p>新任 社外 独立</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>略歴、地位及び重要な兼職の状況</p> <p>2008年12月 弁護士登録(大阪弁護士会)</p> <p>2009年 1月 弁護士法人御堂筋法律事務所入所</p> <p>2017年 1月 同所パートナー就任 (現在に至る)</p>
<p>補欠の社外監査役候補者とした理由</p> <p>岡野紘司氏は、弁護士として専門知識と豊富な経験を有しております。これらのことから、法律面からの助言等を期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>	<p>(重要な兼職の状況)</p> <p>弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー</p>

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 岡野紘司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 岡野紘司氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出る予定であります。

4. 岡野紘司氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に規定する金額に限定する契約を締結する予定であります。

5. 当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等に関する損害を填補の対象としております。三谷善啓氏及び岡野紘司氏が監査役に就任した場合、両氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

事業報告 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2022年4月1日～2023年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済活動の正常化が進み、景気回復の兆しが見られたものの、世界的な金融引き締めによる海外景気の下振れがわが国の景気を下押しリスクとなり、依然として先行き不透明な状況が続きました。

また、海外経済においては、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に起因したエネルギー価格、原材料価格の高騰や金利上昇により、企業の設備投資や個人消費が抑制されるなど、引き続き厳しい状況で推移しました。

こうした経済環境のもと、国内株式市場は、米国株式の下落や、中国が新型コロナウイルス感染症対策としてロックダウン(都市封鎖)を行ったことを受け世界経済の先行き不透明感が強まり、期初より下落基調で始まりしました。しかしながら、8月に入ると米国CPI(消費者物価指数)の伸び率鈍化により、一時的にインフレ懸念が和らいだことで株価は上昇基調となり、8月中旬の日経平均株価(終値)は、およそ7ヶ月ぶりに29,000円を回復しました。その後、12月には、日本銀行による金融政策の一部見直しが突如発表されたことから下落する局面も見られましたが、2月に入り、円安進行に伴う国内企業の業績改善期待が高まったことに加え、東京証券取引所がプライム市場、スタンダード市場の上場企業に対し、資本コストや株価を意識した経営を求める方針を示したことで、割安株中心に取引が活発化し、株価は回復基調を辿り取引を終了しました。なお、3月末の日経平均株価(終値)は、前期末を0.8%上回る28,041円48銭となりました。

一方、米国株式市場は、インフレ抑制に向けたFRB(米国連邦準備制度理事会)による金融引き締め加速懸念やロシア・ウクライナ情勢が長期化の様相を呈していることから景気後退懸念が強まり、下落基調で推移しました。更に、9月には、FRBが3会合連続となる0.75%の利上げを発表し、景気後退リスクが高まったことから、株価は下落基調を辿り、9月末のダウ工業株30種平均(終値)は約2年ぶりに29,000ドルを下回りました。11月に入り、FRBによる利上げペースの鈍化観測を背景に上昇する局面も見られましたが、3月には、米国中堅銀行の経営破綻を受けリスク回避姿勢が強まったことから株価は下落しました。その後、米国金融当局が破綻した中堅銀行の預金全額保護などの救済策を迅速に示したことで金融不安が和らぎ、期末にかけて株価は戻り歩調となり取引を終了しました(3月31日:33,274ドル15セント、前期末比4.0%下落)。

(当社グループの業績)

当社グループの中核事業を担う証券営業部門は、引き続き、Web会議システム「Zoom」によるWebセミナーの開催に加え、SNSやYouTubeを活用した情報配信など、デジタルを駆使した金融情報サービスの提供に注力しました。

この様な取り組みのほか、対面取引・コールセンター取引では、業績や高配当に加え、今後の成長が期待できる銘柄などを中心に選別し、日本株及び米国株の提案による営業強化に努めました。投資信託の営業活動においては、基準価額が下落した商品のフォローに加え、成長・配当・割安に注目し持続的成長が期待できる優良企業に投資する「インベスコ・世界厳選株式オープン」や、日本を含む世界のCB（転換社債）に投資を行う「ニッセイ／シュローダー好利回りCBファンド」に加え、「人生100年時代」など高齢化社会における資産形成に向けて、中長期に安定した収益が期待できる債券型ファンド「野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド」の販売にも継続的に取り組み、投資信託残高の増大に注力しました。

一方、インターネット取引では、「コスモ・ネットレ」の更なる利便性向上を図るべく、4月に信用取引の日計り決済を行う「信用・デイトレ」サービスの改定を実施いたしました。また、10月に米国株式のリアルタイム取引が可能な「米国株式リアルタイムトレードシステム」を導入したほか、1月にはお客様に代わって資産運用を行うゴールベース型資産運用サービス「岩井コスモ・ゴールナビ」の提供を開始いたしました。加えて、YouTubeの「コスモ・ネットレ」チャンネルを通じて、当社アナリストによる特別セミナーの開催など、お客様にご満足いただける商品やサービスの紹介及び情報の発信に努めました。

また、人への投資という考えのもと、昨今、光熱費や食料品等の価格高騰が相次ぐ中、主に若手社員の生活を支援することに加え、仕事にも尚一層意欲的に取り組むことができるよう、2023年7月に予定している4%を超える賃上げの一部を前倒しして2023年1月より実施いたしました。その他、3月には長崎市に対面営業の小規模店舗（長崎プラザ）を出店しカバーエリアの拡充を図ったほか、証券営業ビジネスの更なる拡大に向けキャリア採用を強化するなど、社員の士気向上及び優秀な人材の確保に取り組みました。

このように、顧客サービスの向上と収益拡大に向けた施策に注力したものの、国内外の先行き不透明なマーケット環境を背景に、当社グループの営業収益は196億91百万円（対前期比4.9%減少）、純営業収益は194億28百万円（同5.3%減少）となりました。また、販売費・一般管理費は、賞与などの変動費の減少を主因として146億58百万円（同3.1%減少）、経常利益は51億65百万円（同10.9%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は35億64百万円（同5.1%減少）となりました。

主な収益と費用の概況は、以下のとおりであります。

(受入手数料)

受入手数料は121億23百万円(対前期比29.6%増加)となりました。内訳は以下のとおりであります。

①委託手数料

委託手数料は、国内外の株式を中心に84億5百万円(対前期比73.9%増加)となりました。

②引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、株券の手数料が57百万円(対前期比21.9%減少)、債券の手数料は82百万円(同65.3%減少)となり、同手数料全体では1億39百万円(同55.1%減少)となりました。

③募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、投資信託の販売手数料を中心に11億83百万円(対前期比23.9%減少)となりました。

④その他の受入手数料

その他の受入手数料は、投資信託の信託報酬を中心に23億93百万円(対前期比9.8%減少)となりました。

(トレーディング損益)

株券等トレーディング損益は46億28百万円の利益(対前期比44.8%減少)となりました。一方、債券等トレーディング損益は8億59百万円の利益(同5.0%減少)となり、その他のトレーディング損益43百万円の損失(前期は37百万円の損失)を含めたトレーディング損益の合計は54億43百万円の利益(対前期比41.2%減少)となりました。

(金融収支)

金融収益は、信用取引収益を中心に21億24百万円(対前期比1.3%増加)となりました。一方、金融費用は2億62百万円(同34.4%増加)となり、差し引き金融収支は18億61百万円(同2.1%減少)となりました。

(販売費・一般管理費)

販売費・一般管理費は、業績に連動する賞与等の変動費の減少を主因として146億58百万円（対前期比3.1%減少）となりました。

(営業外損益)

営業外損益は、受取配当金を中心に3億95百万円の利益（対前期比5.4%減少）となりました。

(特別損益)

特別損益は、金融商品取引責任準備金繰入れの計上により1百万円の損失となりました（前期は基幹業務システム移行に伴う費用の計上を主因として2億45百万円の損失）。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に行った重要な設備投資は、該当事項がありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に行った重要な資金調達は、該当事項がありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

欧米各国の金融引き締めによる金利上昇やロシアのウクライナ侵攻に伴う地政学リスクの高まりなど、世界の金融市場が先行き不透明な投資環境にある中、プロの投資アドバイザーである証券会社の営業員が果たすべき役割は、一層重要性を増しております。このような状況のもと、お客様満足度の向上を目的とする「顧客本位の業務運営」（フィデューシャリー・デューティー）に基づき、お客様それぞれのニーズに応じた金融サービスを提供することが、当社グループの企業価値の向上に資するものと確信しておりますが、更なる当社グループの発展に向けて、以下の項目を対処すべき課題と認識しております。

①投資環境やお客様ニーズの変化に即した金融サービスの提供

日々刻々と変化する投資環境において、プロの投資アドバイザーである証券会社の営業員は、お客様それぞれのニーズを理解し、お客様一人ひとりに最適な金融サービスを提供することが重要であると認識しております。そのため、営業部門・投資調査部門・商品部門が三位一体とな

り、有益な投資情報の提供と先見性のある魅力的な金融商品の発掘に鋭意取り組み、お客様にご満足いただける金融サービスの提供に努めて参ります。

②強固な収益基盤の構築

当社グループの持続可能な企業価値の向上には、マーケット環境に左右されない強固な収益基盤を構築することが重要であると認識しております。その実現に向け、安定収益の源泉となる投資信託や信用取引の残高増加に努めて参ります。特に、投資信託は、お客様の中長期的な資産形成において大きな役割を担うものと認識し、一層注力して参ります。

③顧客基盤の拡大

若年層などの投資未経験層や投資経験の少ない投資初心者の方など新たな顧客層の獲得には、デジタルを活用した新しいアプローチ手法に加え、NISA（少額投資非課税制度）をはじめとした、投資をより身近に始められる商品やサービスの提供を推進していく必要があると認識しております。特に、インターネット取引におけるサービスの拡充に積極的に取り組み、顧客基盤の拡大に注力して参ります。

④コンプライアンスの強化

お客様との信頼関係を構築するうえで、コンプライアンスの強化が重要であると認識しております。お客様と営業員との通話内容について、AI（人工知能）を活用し、より精緻にモニタリングを行うなど、コンプライアンス体制の強化に努めております。また、役職員に対しては、コンプライアンスに関する研修を継続的に実施し、コンプライアンスの意識の醸成に尚一層努力を傾注し、顧客本位の倫理観を持った従業員の育成に努めて参ります。

⑤SDGsへの取り組み及び人的資本投資の拡大

持続可能な社会に向けた取り組みであるESG（環境・社会・企業統治）、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献することは、企業の社会的責任であると認識しております。社内においては、EV車の導入や環境に配慮した素材を使った名刺・封筒を採用するなど、環境問題の解決に貢献すべく役職員一丸となり取り組みを推進して参ります。このほか、ESG・SDGsの視点を組み入れた投資信託などの販売を通じ、お客様と一体となってこの問題に取り組んで参ります。

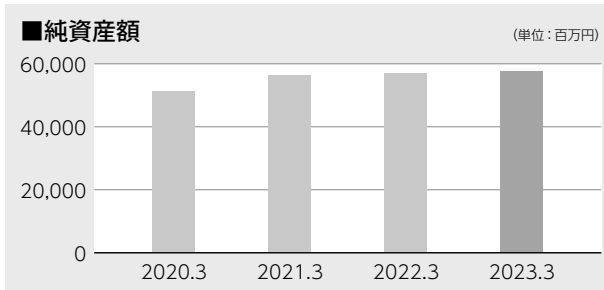
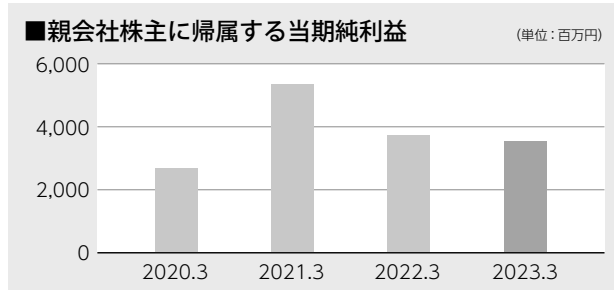
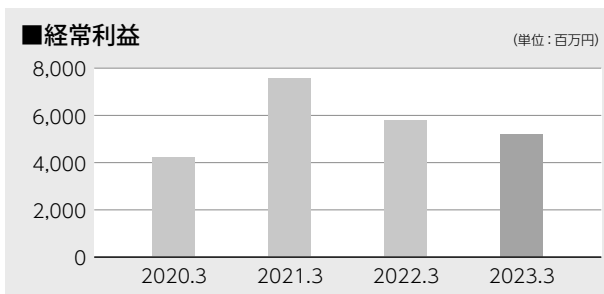
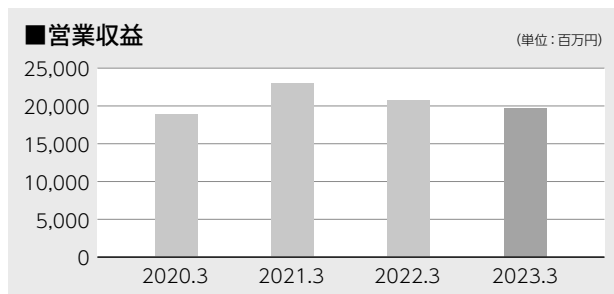
また、当社グループの持続的な成長には、優秀な人材の確保及び育成が重要であると認識しております。そのためには、リスクリング機会の提供など次世代を担う人材への投資を推進し、従業員の能力向上や自律型人材の育成に注力するなど、従業員一人ひとりが成長できる環境を整備して参ります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分		第81期 2020年3月期	第82期 2021年3月期	第83期 2022年3月期	第84期 (当連結会計年度) 2023年3月期
営業収益	(百万円)	18,948	22,993	20,708	19,691
(うち受入手数料)	(百万円)	(9,878)	(9,171)	(9,355)	(12,123)
純営業収益	(百万円)	18,568	22,673	20,512	19,428
経常利益	(百万円)	4,239	7,530	5,799	5,165
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,700	5,362	3,756	3,564
1株当たり当期純利益	(円)	114.97	228.28	159.93	151.73
純資産額	(百万円)	50,829	56,200	56,496	57,557
総資産額	(百万円)	166,794	192,918	182,476	183,509
1株当たり純資産額	(円)	2,163.98	2,392.65	2,405.25	2,450.40

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で計算しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数で計算しております。



(7) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500	100	金融商品取引業
岩井コスモビジネスサービス株式会社	60	100	証券事務代行業務他

②当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号	29,488百万円	39,340百万円

(8) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社2社にて構成されており、主として、金融商品取引業を中心とした事業活動を営んでおります。

具体的な事業としては、有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し等の金融商品取引業及び金融商品取引業に関連又は付随する事業、その他関連ビジネスを行い、お客様に対して幅広いサービスを提供しております。

(9) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

①当社の主要な営業所

本 社 大阪市中央区今橋一丁目8番12号
東京事務所 (東京都)

②子会社の主要な営業所

会社名	店舗数	摘要
岩井コスモ証券株式会社	28	大阪府、東京都他
岩井コスモビジネスサービス株式会社	1	大阪府

(10) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

当企業集団の従業員数	前期末比増減
766名	29名減

(注) 従業員数は、就業人員であります。
なお、執行役員1名、歩合外務員7名及び臨時従業員等27名は含めておりません。

(11) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社りそな銀行	2,000
三井住友信託銀行株式会社	300
株式会社三井住友銀行	300

(注) 借入金残高は、短期借入金であります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

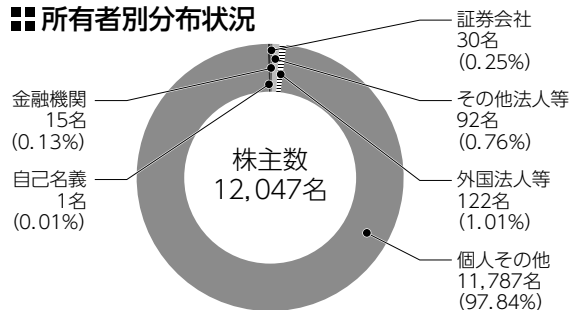
2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 **100,000,000株**
- (2) 発行済株式の総数 **25,012,800株 (自己株式1,523,846株を含む)**
- (3) 株主数 **12,047名**
- (4) 大株主 (上位10名)

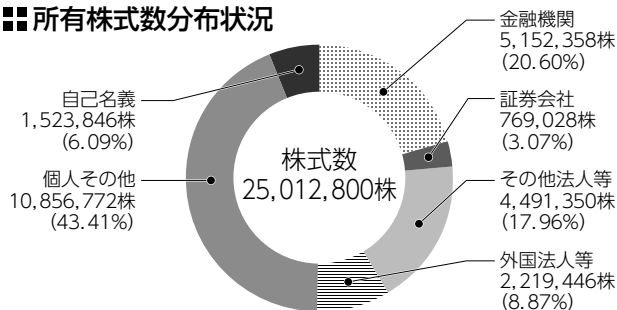
株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,705	11.52
株式会社りそな銀行	1,008	4.29
トーターエンジニアリング株式会社	1,000	4.26
日本理化学工業株式会社	1,000	4.26
石橋栄二	750	3.19
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	714	3.04
株式会社LIVNEX	650	2.77
吉本興業ホールディングス株式会社	440	1.87
株式会社ヤマト	410	1.75
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	403	1.72

(注) 1. 当社は自己株式を1,523,846株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を四捨五入しております。

■所有者別分布状況



■所有株式数分布状況



3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 CEO	沖津嘉昭	岩井コスモ証券株式会社 代表取締役会長 CEO
代表取締役社長 COO	笹川貴生	岩井コスモ証券株式会社 代表取締役社長 COO 岩井コスモビジネスサービス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	松浦康弘	岩井コスモ証券株式会社 専務取締役営業本部長
取 締 役 (社 外)	佐伯照道	北浜法律事務所・外国法共同事業 ファウンダー・パートナー
取 締 役 (社 外)	更家悠介	サラヤ株式会社 代表取締役社長 東京サラヤ株式会社 代表取締役会長
取 締 役 (社 外)	井垣貴子	株式会社健康都市デザイン研究所 代表取締役社長 株式会社HRJ 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	竹内俊晴	岩井コスモ証券株式会社 監査役 岩井コスモビジネスサービス株式会社 監査役
監 査 役 (社 外)	大砂裕幸	船場中央法律事務所 所長 神栄株式会社 社外取締役
監 査 役 (社 外)	桑木小恵子	辻・本郷税理士法人 シニアパートナー

(注) 1. 各社外取締役及び各社外監査役は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

2. 監査役 桑木小恵子氏は、税理士として税務及び会計分野において豊富な経験と知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定される額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等に関する損害を填補の対象としています。

ただし、被保険者の故意による法令違反行為に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	基本報酬額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (3名)	21百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13百万円 (12百万円)
合計 (うち社外役員)	9名 (5名)	34百万円 (30百万円)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第71回定時株主総会において、年額2億7,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額は年額2,000万円以内）と決議いただいております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）であります。

2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第67回定時株主総会において、年額3,600万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次のとおり決議しております。

a. 基本方針

当社は、取締役の報酬額の決定について、当社グループの企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とすること、また、個々の取締役の報酬は職責及び子会社から受領する報酬額を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

b. 個人別の報酬額の決定に関する方針

取締役会は、指名・報酬委員会に対して、取締役の個人別の報酬額について諮問しております。指名・報酬委員会は、各取締役の報酬（子会社の取締役を兼務する取締役については子会社での報酬を含む）について、役職位に応じた固定部分（定期同額報酬）と、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益及びROE等の業績に応じた変動部分（役員賞与）からなる取締役報酬案（当社からの報酬は月例の固定報酬のみとする）を決定し、取締役会に答申しております。

取締役会は、その答申に基づき協議のうえ、取締役の個人別報酬額を決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬額につきましては、株主総会で決議された報酬限度額内で、各監査役の職務執行の対価として適正な水準の報酬を支給することを基本方針とし、監査役の協議により決定しております。

〈ご参考〉当社グループ全体の取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の種類別の総額		報酬等の額
		基本報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	10名 (5名)	238百万円 (30百万円)	31百万円 (-)	270百万円 (30百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	40百万円 (24百万円)	1百万円 (-)	41百万円 (24百万円)
合計 (うち社外役員)	15名 (9名)	278百万円 (54百万円)	33百万円 (-)	311百万円 (54百万円)

(注) 賞与は、当期の役員賞与としての支給予定額です。

(5) 社外役員に関する事項 (2023年3月31日現在)

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	当該兼職先との関係
取 締 役	佐 伯 照 道	北浜法律事務所	当社と北浜法律事務所との間には重要な関係はありません。
取 締 役	更 家 悠 介	サラヤ株式会社	当社とサラヤ株式会社及び東京サラヤ株式会社との間には重要な関係はありません。
		東京サラヤ株式会社	
取 締 役	井 垣 貴 子	株式会社健康都市デザイン研究所	当社と株式会社健康都市デザイン研究所及び株式会社HRJとの間には重要な関係はありません。
		株式会社HRJ	
監 査 役	大 砂 裕 幸	船場中央法律事務所	当社と船場中央法律事務所及び神栄株式会社との間には重要な関係はありません。
		神栄株式会社	
監 査 役	桑木小恵子	辻・本郷税理士法人	当社と辻・本郷税理士法人との間には重要な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏名	活動状況
取締役 佐伯照道	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地・他の会社の社外役員としての幅広い知見に基づく発言を適宜行いました。 また、指名・報酬委員会において、取締役候補者の選定や取締役報酬案の検討等に関して客観的な立場から発言を行うなど、重要な職責を果たしました。
取締役 更家悠介	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験・見地から、当社の経営全般にわたる発言を適宜行いました。 また、指名・報酬委員会において、取締役候補者の選定や取締役報酬案の検討等に関して客観的な立場から発言を行うなど、重要な職責を果たしました。
取締役 井垣貴子	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験・見地から、当社の経営全般にわたる発言を適宜行いました。 また、指名・報酬委員会において、取締役候補者の選定や取締役報酬案の検討等に関して客観的な立場から発言を行うなど、重要な職責を果たしました。
監査役 大砂裕幸	当事業年度に開催された取締役会11回のうち9回に出席し、監査役会13回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地及び税理士・他の会社の社外役員としての知識・経験に基づく発言を適宜行いました。
監査役 桑木小恵子	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、監査役会13回全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地、他の法人のシニアパートナーとしての知識・経験に基づく発言を適宜行いました。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は11回、監査役会の開催回数は13回であります。

(6) 社外役員の報酬等の総額等

前記(4)①の合計(支給額、員数)の内訳としての社外役員の報酬等の総額等

区分	員数	報酬等の額	子会社からの役員報酬等の総額 (社外役員であった期間に受けたものに限る)
社外取締役	3名	18百万円	—
社外監査役	2名	12百万円	—

(注) 当社には親会社に該当する会社はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社はPwC京都監査法人との間で責任限定契約を結んでおりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 16百万円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 44百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、関係部署及び会計監査人により資料を入手し、かつ報告を受け、監査計画の概要、監査時間等を勘案し、報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告することといたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

(6) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

(7) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 剰余金の配当の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、安定的な配当の継続を重視したうえで、業績に応じた利益の還元を基本方針としております。また、2023年3月期を起点とする第5次中期経営計画の期間中(2023年3月期~2025年3月期)は、安定的な配当の継続として、1株当たりの年間配当金40円を下限に設定するとともに、業績に応じた利益還元として、連結ベースの総還元性向を50%以上とすることとし、株主の皆様への利益還元の強化に努めております。

【当事業年度の剰余金の配当について】

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり60円とさせていただきました。すでに実施済みの中間配当金1株当たり20円とあわせまして、年間配当金は1株当たり80円となり、前期の年間配当額80円と同額となります。

(注) 本事業報告中の記載金額については、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	170,384	流動負債	119,241
現金・預金	8,330	トレーディング商品	272
預託金	84,761	商品有価証券等	249
顧客分別金信託	80,500	デリバティブ取引	23
その他の預託金	4,261	信用取引負債	21,851
トレーディング商品	1,935	信用取引借入金	15,478
商品有価証券等	1,935	信用取引貸証券受入金	6,373
約定見返勘定	535	有価証券担保借入金	4,048
信用取引資産	63,167	有価証券貸借取引受入金	4,048
信用取引貸付金	61,716	預り金	44,515
信用取引借証券担保金	1,450	顧客からの預り金	41,528
有価証券担保貸付金	183	その他の預り金	2,987
借入有価証券担保金	183	受入保証金	41,847
立替金	18	短期借入金	3,500
短期差入保証金	9,214	未払法人税等	1,089
未収収益	1,475	賞与引当金	834
その他の流動資産	768	その他の流動負債	1,281
貸倒引当金	△ 6		
固定資産	13,125	固定負債	6,272
有形固定資産	1,466	社債	4,000
建物	232	繰延税金負債	1,903
器具備品	669	資産除去債務	201
土地	541	その他の固定負債	166
その他	22		
無形固定資産	444	特別法上の準備金	439
ソフトウェア	444	金融商品取引責任準備金	439
その他	0		
投資その他の資産	11,213	負債合計	125,952
投資有価証券	9,839	(純資産の部)	
長期差入保証金	702	株主資本	52,758
繰延税金資産	309	資本金	10,004
その他	503	資本剰余金	4,890
貸倒引当金	△ 141	利益剰余金	39,566
		自己株式	△ 1,702
		その他の包括利益累計額	4,799
		その他有価証券評価差額金	4,799
		純資産合計	57,557
資産合計	183,509	負債・純資産合計	183,509

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		19,691
受入手数料	12,123	
委託手数料	8,405	
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	139	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	1,183	
その他の受入手数料	2,393	
トレーディング損益	5,443	
金融収益	2,124	
金融費用		262
純営業収益		19,428
販売費・一般管理費		14,658
取引関係費	1,752	
人件費	7,233	
不動産関係費	1,470	
事務費	2,918	
減価償却費	664	
租税公課	366	
その他	251	
営業利益		4,770
営業外収益		456
営業外費用		60
経常利益		5,165
特別損失		1
金融商品取引責任準備金繰入れ	1	
税金等調整前当期純利益		5,164
法人税、住民税及び事業税	1,601	
法人税等調整額	△0	1,600
当期純利益		3,564
親会社株主に帰属する当期純利益		3,564

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告書

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

岩井コスモホールディングス株式会社
取締役会御中

PwC 京都 監査法人

京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 松永幸廣 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 矢野博之 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 田村 透 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩井コスモホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩井コスモホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するた

めに経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,139	流動負債	39
現金・預金	745	未払金	12
前払費用	0	未払費用	3
未収入金	392	未払法人税等	23
		その他の流動負債	0
固定資産	38,201	固定負債	2,114
有形固定資産	14	繰延税金負債	1,967
建物	1	その他の固定負債	147
工具、器具及び備品	0		
土地	12	負債合計	2,154
無形固定資産	0	(純 資 産 の 部)	
電話加入権	0	株主資本	32,853
投資その他の資産	38,187	資本金	10,004
投資有価証券	8,634	資本剰余金	4,890
関係会社株式	29,551	資本準備金	4,890
出資金	1	利益剰余金	19,661
その他	25	その他利益剰余金	19,661
貸倒引当金	△ 24	社会貢献積立金	90
		別途積立金	12,540
		繰越利益剰余金	7,031
		自己株式	△ 1,702
		評価・換算差額等	4,332
		その他有価証券評価差額金	4,332
資産合計	39,340	純資産合計	37,185
		負債・純資産合計	39,340

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		1,960
関係会社受取配当金	1,880	
グループ運営収入	80	
販売費・一般管理費		144
取引関係費	7	
人件費	37	
不動産関係費	7	
事務費	42	
減価償却費	0	
租税公課	23	
その他	26	
営業利益		1,815
営業外収益		278
営業外費用		0
経常利益		2,094
税引前当期純利益		2,094
法人税、住民税及び事業税	51	
法人税等調整額	0	51
当期純利益		2,042

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

岩井コスモホールディングス株式会社
取締役会御中

PwC 京都 監査法人

京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 松永幸廣 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 矢野博之 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 田村 透 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩井コスモホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示す

るために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

岩井コスモホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 竹内俊晴 ㊟

監査役 大砂裕幸 ㊟

監査役 桑木小恵子 ㊟

(注) 監査役 大砂 裕幸及び監査役 桑木 小恵子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

MEMO

A series of 18 horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of 18 horizontal dotted lines for writing.

株主総会会場 ご案内図



株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

UD
FONT

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に
基づき、より多くの人に見やすく読みまちが
えにくいデザインの文字を採用しています。

